

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
8 年 第 5 号	8. 3. 4	<p>県)課長職(管理職)の職責についての陳情</p> <p>1. 陳情の要旨          県)産業戦略部技術振興局技術革新課(地域産業振興室)課長へ、私共 片庭入組共有地組合・笠間市行政 58 区民 が砕石法の取扱いに係わる内容の面談説明を希望したが、同課課長補佐(総括)より面談拒否された。(別紙「面談拒否について」の通り)          上記対応に対して人事課へ相談したところ最終的に同課課長本人より同様に面談を拒否された。(別紙「面談拒否について」の通り)          公僕の職責を怠る県)の由々しい不名誉が続くことのないよう必要な措置をお願い申し上げる陳情です。</p> <p>[説明責任]          ①技術革新課          松長宏一課長の説明責任の放棄、及び職責(管理職・掌理)の責任を怠り、県)職員服務規程、地方公務員法に定める義務規定に反する非違行為。          ②人事課          鈴木貴裕課長の説明責任の放棄、及び職責(管理職・掌理)の責任を怠り、県)職員服務規程、地方公務員法に定める義務規定に反する非違行為。</p> <p>2. 陳情の理由          前項の「説明責任」の通り、職責を正当化し責任を転嫁した非違行為は、県民・私共の信頼を著しく損ねる対応であり、担当委員会より必要な措置を求め陳情申し上げます。</p> <p>添付書類(陳情書との関係等書類)          ① 面談拒否について(内容証明郵便:産業戦略部長宛)(技術革新課)          ② 面談拒否について(内容証明郵便:総務部長宛)(人事課)          ③ 人事課による技術革新課(旧産業技術課)に対する指導について          ④ 県)行政組織規則 抜粋          ⑤ 県)職員服務規程 抜粋          ⑥ 地方公務員法に定める義務規定</p>	片庭入組共有地組合 元組合長 太田 登	総務企画

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		⑦ 県) 職員の懲戒処分等に関する規程 抜粋 ⑧ 質問状 2件(令和5年2月9日・同年2月16日付) ⑨ 陳情書 2件(令和4年2月25日・令和7年11月27日付) ⑩ 審査請求書 2件(令和8年2月26日付)  以上		

※添付書類は掲載しておりません。